

# E i w a N e w s

年末調整について

令和3年11月  
( No. 196 )

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。

今回は、年末調整について、昨年からの変更点及び手続の電子化についてご紹介いたします。

## [ 1 ] 年末調整の変更点

### 税務関係書類の押印義務の改正

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印を要しないこととされました。

このため、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類(年末調整申告書)についても、従業員等に押印をしていただく必要がなくなりました。

## [ 2 ] 年末調整手続の電子化

### 1. 概要

年末調整手続の電子化とは、年末調整手続をデータ処理することであり、これにより勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担を軽減するための施策です。

### 2. 具体的な年末調整手続

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管

※年末調整手続を部分的に電子化することも可能です。

※年調ソフト(年末調整控除申告書作成用ソフトウェア)とは、年末調整手続の際に従業員が作成する年末調整申告書をデータで作成するために、国税庁が無償提供するソフトウェアです。

### 3. 税務署への申請

従来は事前に税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要がありましたが、令和3年4月1日以降に従業員からデータで年末調整申告書を受領する場合は、この申請が不要となりました。

#### 4. 年末調整申告書をデータで提供を受けるための要件

年末調整申告書をデータで提供を受けるためには、以下の2つの措置が必要となります。

##### ① 電磁的方法による提供を受けるために必要な措置

従業員から電子データの提供を受けるための方法(※)を定めておくこと

(※)電子メール等で送信、USB等に保存して提供する、など

##### ② 電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置

提出された電子データが従業員本人から提出されたことが確認できるよう、以下のいずれかの方法により担保しておくこと

- ・ 申告書情報に電子署名を行い、電子証明書を併せて提出
- ・ ID/パスワード(勤務先から通知を受けた識別符号及び暗証符号)を用いて提出

また、上記のほか以下の対応が必要となります。

- ・ 従業員が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置
- ・ 従業員が電磁的方法による提供を行う際に、勤務先がその者を特定することができるための措置
- ・ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置

#### 5. 年末調整手続の電子化に向けた準備

##### ① 実施方法の検討

年末調整手続の電子化に当たり、従業員が使用する控除申告書作成用のソフトウェア(「年調ソフト」や民間ソフトウェア会社が提供する給与システム等)の選定、電子化後の年末調整手続の事務手順をどうするかなどを検討します。

##### ② 従業員への周知

①の検討結果に加え、保険会社等から控除証明書等データの交付を受けるための手続など、事前準備が必要であることを早期に従業員へ周知することが必要です。

なお、従業員から控除証明書等データの取得方法について問合せがあった場合には、マイナポータル連携を利用又はその従業員が契約している保険会社等のホームページ等で確認するよう周知してください。

##### ③ 給与システム等の改修等

従業員が提供する控除申告書データや控除証明書等データをご利用の給与システム等にインポートし、年税額等の計算を行うための給与システム等の改修等を行います。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。